

桐生市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A 1 2

*現時点での桐生市の考えを示すものです。(R2. 4. 20 時点)

問1 事業対象者の更新を迎える者から更新手続きの意思が確認された場合、新型コロナウイルス感染症対策をふまえた臨時的な取り扱いはあるか。

(答)

新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から、本人と直接面会が困難な場合においては、電話等にて、本人へ十分な説明を行ったうえで、「基本チェックリスト及び確認シート実施依頼書」の本人の署名欄を記入し、欄外に「日付・本人に代わって記入した者の所属及び氏名」を記載することで可とします。

基本チェックリスト及び確認シートの実施についても、原則は本人と直接面接して聞き取りを行うものですが、困難な場合においては、電話等で本人に聞き取りを行ってください。